第二十七条第三項	、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定又は法第九十二条第一項若しくは第五項の規定により法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項	又は法第九十九条の四第一項から第三項まで
	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
第二十七条第四項	退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
	、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは	若しくは
	、法第九十二条第一項若しくは法第五十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項	又は法第九十九条の四第一項から第三項まで
附則第三十条の二の十六の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
附則第三十条の二の十六第一項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
	法第七十九条第一項又は第百二条第一項	法第七十九条第一項第二号
附則第三十条の二の二十の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
附則第三十条の二の二十第一項	組合員期間	旧地共済施行日前期間
	法第七十九条第一項	法第七十九条第一項第二号
	金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額）	金額

附則第三十条の二の二十第二項、第四項及び第五項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間
附則第三十条の二の二十第六項	退職共済年金	旧職域加算退職給付

（併給の調整に関する経過措置）

第八条　改正前地共済法による職域加算額の受給権者が次の各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に掲げる年金は、それぞれ当該各号に定める年金であるものとみなし、当該各号に掲げる年金でないものとみなす。

一　老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）　旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

二　老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）　改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算退職給付に相当するものに限る。）

三　障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

四　障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算障害給付に相当するものに限る。）

五　遺族厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

六　遺族厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。）　改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。）

第九条　改正後厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の受給権を有するときは、その受給権を有する間、当該改正前地共済法による職域加算額は、その支給を停止する。

2　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

（改正前地共済法による職域加算額について適用しない改正前地共済法等の規定）

第十条　平成二十四年一元化法附則第六十条第十項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第四十八条、第六十八条第四項、第六項及び第七項、第七十九条第三項、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の二第二項及び第五項、第九十九条の二の二第二項、第九十九条の三、第九十九条の四、第九十九条の四の二第二項、第九十九条の五、第九十九条の六、第百条から第百四条まで、第百五条第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第百六条から第百七条の二まで、第百七条の十第三項及び第四項、第百十七条から第百二十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第十八条の二第五項から第七項まで、第二十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十四条の二第五項から第十項まで、第二十四条の三、第二十五条の二から第二十五条の七まで、第二十六条第九項後段、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十八条の二及び第二十八条の三の規定